

体調不良の際の対応について

体調不良により授業を欠席した場合、回復後に直ちに 体調不良を証明する書類を持参のうえ教務・学生支援担当窓口にて欠席理由書を申請してください。欠席理由書を持参し、最終欠席日より2週間以内に授業担当教員へ相談すれば欠席した授業の補填を受けることができます。

体調不良を証明する書類について

新型コロナウイルス感染症・インフルエンザ等 ※①または②のいずれか
①医療機関による診断書・診断結果が分かるもの
※自宅で抗原検査を行いコロナ陽性だったが、医療機関に受診を断られた場合
②抗原検査キット陽性結果(学生証と検査キットを並べ写真を撮っておく)
その他 ※①または②のいずれか
①医療機関を受診した際の領収書
②医療機関を受診した際に処方された薬の明細など

補填の対象となる欠席日について

新型コロナウイルス感染症の場合
・発症した後から5日、かつ、症状が軽快した後1日を経過となる日まで ※無症状の場合は・検査結果から5日間
インフルエンザの場合
・発症日から5日、かつ、解熱した後2日間まで
学校感染症の場合
・学生便覧「学校感染症の対処について」を参照してください
その他
・医療機関受診日を含め上限3日間

体調不良により授業を欠席するも高熱などにより動けないなど医療機関の受診が難しい場合は、直ちに大学へ連絡を行ってください。(教務・学生支援担当 097-524-2706/097-524-2704)

症状が緩和し動けるようになった後、医療機関を受診してください。連絡を行わずに回復後に欠席理由書の発行を申請しても、医療機関受診前の欠席については、体調不良を証明するものがないので、補填の対象外となります。

※自宅待機中において、メディア授業など遠隔で受講可能な授業はできる限り受講してください。

※授業の補填について、授業の形態や性質を踏まえ代替措置が困難な場合がある点にご留意ください。

※授業担当教員への相談が各学期の授業期間最終日を過ぎると補填の対応が困難になる場合がある点にご留意ください。

以上